

【更新】2021年4月5日

各位

ジブラルタ生命保険株式会社

**新型コロナウイルス感染症に関する災害死亡保険金等  
のお支払継続について**

2021年2月13日、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」へ位置づけが変更されましたが、次ページ以降に記載の災害死亡保険金等のお支払を継続します。<sup>(※1)</sup>

(※1) なお、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえるとともに、法改正において新型インフルエンザ等感染症の対象外になるなど災害保障の概念に適さなくなった場合等には、事前に周知したうえでお支払を終了する場合があります。

＜お問い合わせ窓口＞

ジブラルタ生命保険株式会社 コールセンター 電話番号：0120-65-2269（通話料無料）

【更新】2021年4月5日

各位

ジブラルタ生命保険株式会社

## 新型コロナウイルス感染症に関する災害死亡保険金等のお支払について

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

ジブラルタ生命保険株式会社（代表取締役社長 兼 CEO 添田 毅司）は、災害による死亡等を保障する商品について、新型コロナウイルス感染症<sup>(※1)</sup>を災害死亡保険金等のお支払対象とすることといたしました。

また、特別条件のうち保険金・給付金削減支払法等において、新型コロナウイルス感染症を原因として支払事由に該当された場合にも、特別条件（保険金・給付金削減、特定部位・特定疾病不担保等）を適用せず、保険金等をお支払いします。

なお、災害死亡保険金等のお支払対象とする商品を追加しましたので、詳細は「別紙2」および「別紙3」をご確認ください。

### 【改正内容】

対象商品	内容
災害死亡保険金、災害高度障害保険金等の災害に関する保障がある商品	新型コロナウイルス感染症を直接の原因として死亡・高度障害状態等に該当した場合、災害死亡保険金・災害高度障害保険金等のお支払対象とします。
特別条件のうち、保険金・給付金削減支払法および特定部位・特定疾病不担保法がある商品	新型コロナウイルス感染症を直接の原因として死亡・高度障害状態等に該当した場合、保険金削減・給付金不支払を行わない取扱いに変更します。

### 【対象期間】

別紙1に該当する商品：2020年4月27日以降適用いたします。<sup>(※2)</sup>

別紙2に該当する商品：2020年5月20日以降適用いたします。<sup>(※3)</sup>

別紙3に該当する商品：2020年6月17日以降適用いたします。<sup>(※4)</sup>

### 【その他】

- ・本取扱変更に関して、お客さまによる契約変更のお手続きの必要はございません。
- ・本取扱変更に伴う、保険料の変更はございません。
- ・ご提出いただく死亡保険金等の請求に必要な書類（請求書、死亡診断書等）に記載された病名等で災害死亡保険金等のお支払を判断いたします。

(※1) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告された新型コロナウイルス感染症をいいます。

(※2) 新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および新型インフルエンザ等感染症のいずれにも該当しなくなった場合、その指定が解除された日以後に生じた支払事由については対象外となります。

(※3) 新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および新型インフルエンザ等感染症のいずれにも該当しなくなった場合にも、継続して支払対象となります。

(※4) 新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める一類感染症、二類感染症および新型インフルエンザ等感染症のいずれにも該当しなくなった場合、その指定が解除された日以後に生じた支払事由については対象外となります。

<お問い合わせ窓口>

ジブラルタ生命保険株式会社 コールセンター 電話番号：0120-65-2269（通話料無料）

## 【別紙 1：対象商品】

商品名称 <sup>(※1)</sup>	対象保険金等
米国ドル建個人年金保険	災害死亡保険金
変額個人年金保険 I 型	災害死亡保険金
通貨指定型個人年金保険	災害死亡保険金
積立利率更改型一時払終身保険	災害死亡保険金
変額年金保険（最低年金原資保証型）	災害死亡保険金
予定利率変動型個人年金保険	災害死亡保険金
無配当長期傷害保険	災害死亡保険金
災害倍額新家族年金付生命保険	災害死亡保険金
無配当積立利率変動型年金保険	災害死亡給付金
無配当積立利率変動型一時払年金保険	災害死亡給付金
予定利率市場連動型個人年金保険	災害死亡給付金
予定利率市場連動型積立個人年金保険	災害死亡給付金
年金積立保険	災害死亡一時金
災害倍額貯蓄保険	災害保険金
生存給付金付定期保険	災害死亡保険金、災害高度障害保険金
無配当積立利率変動型生涯保障保険	災害死亡給付金、災害高度障害給付金
新ガン倍額医療保障付定期保険	災害死亡保険金、災害高度障害給付金
医療給付金付無配当定期保険	災害入院給付金、長期災害入院給付金
災害死亡給付特約	災害死亡保険金、災害高度障害保険金
災害割増特約	災害保険金（災害死亡保険金・災害割増保険金） 災害高度障害給付金 <sup>(※2)</sup>
新災害割増特約	災害死亡保険金、災害高度障害給付金
無配当災害割増保障特約	災害死亡保険金、災害高度障害給付金
災害死亡割増特約	災害死亡保険金、災害高度障害保険金
災害保障付積立金特約	災害死亡給付金・災害高度障害給付金
災害倍額保障付定期保険特約	特約災害死亡保険金
災害特約	災害保険金

災害保障特約	災害保険金
家族総合災害保障特約	災害保険金、家族災害保険金
家族総合保障特約	家族災害保険金
家族災害保障特約	家族災害保険金
傷害特約	災害死亡保険金
重度傷害特約	災害保険金
家族傷害特約	家族災害保険金
家族重度傷害特約	家族災害保険金
こども傷害特約	災害保険金
傷害保険用災害通院特約	災害通院給付金
傷害保険用災害入院特約	災害入院給付金・災害手術給付金
無配当災害入院保障特約（傷害保険用）	災害入院給付金、災害手術給付金
無配当災害通院特約（傷害保険用）	災害通院給付金
無配当家族災害入院保障特約（傷害保険用）	家族災害入院給付金、家族災害手術給付金
無配当家族災害通院特約（傷害保険用）	家族災害通院給付金
災害入院給付特約 <sup>(※3)</sup>	入院給付金
災害入院特約 <sup>(※3)</sup>	災害入院給付金

既契約およびすでに「新型コロナウイルス感染症」により支払事由に該当している契約についても遡って適用いたします。

(※1) 配当や通貨、「(95)」等の数字等については、記載を省略しています。

(※2) 商品によっては、災害高度障害給付金の保障がないものもあります。

(※3) 商品によっては、本取扱変更の対象外のものもあります。

**【別紙 2 : 対象商品】**

商品名称	対象保険金等
団体定期保険災害保障特約 <sup>(※1)</sup>	災害保険金
団体定期保険傷害特約 <sup>(※1)</sup>	災害保険金
団体定期保険災害割増特約 <sup>(※1)</sup>	災害保険金、災害高度障害保険金
団体定期保険災害特約 <sup>(※1)</sup>	災害保険金
団体定期保険こども災害保障特約 <sup>(※1)</sup>	災害保険金
団体定期保険こども傷害特約 <sup>(※1)</sup>	災害保険金
団体定期保険こども災害割増特約 <sup>(※1)</sup>	災害保険金、災害高度障害保険金
団体定期保険こども災害特約 <sup>(※1)</sup>	災害保険金

2020年5月20日以降適用します。なお約款改定前に支払事由に該当している方におかれましても遡って適用いたします。

(※1) 無配当団体定期保険および勤労団体保険の同種特約を含みます。

**【別紙 3 : 対象商品】**

商品名称	対象保険金等
勤労者財産形成貯蓄積立保険	災害死亡保険金
財形年金積立保険	災害死亡保険金
財形住宅貯蓄積立保険	災害死亡保険金
勤労者財産形成給付金保険	災害死亡保険金

2020年6月17日以降適用します。なお、既契約およびすでに「新型コロナウイルス感染症」により支払事由に該当している契約についても、2020年2月1日以降の新型コロナウイルス感染症に対して遡って適用いたします。